



限印紙の売りさばき事務、失業保険印紙の形式、失業保険印紙の売りさばき代金の經理について適当な規定を設けようとするものであります。第二に、厚生保険特別会計のうち健康勘定の積立金を、目下の経済情勢のため不足をしております健康保険事業經營上の財源として使用することができるような規定を設けようとするものであります。

次に、この法案の主要なる点について申し上げます。第一点は失業保険料を失業保険印紙をもつて納付することができるような例外規定でありますて、この点につきまして、現行法では、印紙をもつて租税その他の国の歳入金を納付するときは收入印紙を用いなければならないことになつておりますので、但書をもつてこの例外規定を設けることとした次第であります。第二点は失業保険印紙の形式についてであります。この形式は大蔵大臣が定めることといたしております。

第三点は失業保険印紙の売りさばき事務に関するものでありますて、この点については、郵政大臣が労働大臣に協議して指定する郵便局において行わせることとしております。第四点は失業保険印紙の売りさばき代金の經理に關するものでありますて、この点については、失業保険特別会計法中の歳入は新たに郵政事業特別会計からも受入れることとし、同時に郵政事業特別会計法中の他会計への繰入れは、失業保険印紙にかかるものは失業保険特別会計に繰入れることといたしております。

す。第五点は厚生保険特別会計のうち健康勘定の積立金に関するものでありまして、この点につきましては、現行法では、健康勘定の積立金は健康保険事業の福祉施設費にのみ使用できることとなつておりますので、新たに追加規定を設けまして、健康保険事業経営上の財源に充つるため必要あるときは、当分の間予算の定むる金額を限りこれを使用することができるることいたしております。

以上がこの法案の提出されました趣旨並びにこの法案の主要なる点であります。この法案は、去る十月二十六日、本委員会に付託されたものでありますて、翌二十七日政府委員より提案理由の説明を聽取し、昨二十八日審議に入りましたところ、林委員より、日雇い労働者の現在数、失業保険及び厚生保険の積立金金額、失業保険及び厚生保険各特別会計と本年度補正予算との関係、輸出振興による失業救済の実現性等につき質疑があり、塚田委員より、失業保険に特に失業保険印紙を使用する理由、社会保障税についての考慮、印紙納入についての取扱い費用、保険事業に対する本質的考慮等につき質疑があり、田中委員より、来年度における失業者数の予想、日雇い労働者に対する失業保険料を国で負担することについての考慮、厚生保険料の滞納、金額等につき質疑があり、なお深澤委員より日雇い労働者の現状につき、川島委員より厚生保険料滞納の内容等について質疑がありました。以上の質疑に対しまして、鈴木労働大臣、水田大蔵政務次官及び政府説明員よりそれぞ答弁がございました。

次いで討論に入りましたところ、小峯委員は民主自由党を代表して原案に賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して、法案の前段は厚生保険に関するもので必ずしも反対はしないが、後段の厚生保険特別会計の赤字補填には賛成できないとして反対の意を表せられ、林委員は共産党を代表して、失業保険に関する部分は技術的なもので問題はないが、厚生保険特別会計の赤字補填については、厚生保険の福祉増進に使用すべき積立金を赤字に流用すること、労働者の健康保険は国営とすべきものであることなど五つの理由をあげて反対の意を表せられました。次いで採決に入りましたところ、起立多数をもつて原案通り可決した次第であります。

この法律の後段に規定いたしてあります。そこで、こうした一つの法案の中に、まるつきり縁もゆかりもないところの二つの法案をくつづけて出すといふような法制技術的なまざき、悪く言えば官僚のするいやり方に対しまして、われくはこの際政府に対し重大なる警告を発する意味と、同時に厚生保険特別会計法の改正に関しまする、いわゆる健康保険勘定の積立金を現在出ておりまするところの国民健康保険の赤字補填に向けるという点につきましては、遺憾ながら賛成することはできないのであります。

現在、厚生保険特別会計法の国民健康保険勘定におきましては約二十二億六千万円の赤字が出ておるのであります。そのうち、今回の法律改正によりまして、五億一千五百万円の保険勘定の積立金を、とりあえずこの二十二億六千万円の赤字補填の一部に振り向げようとするのです。ますますが、われわれが委員会において政府側から説明を求めたところ、この二十二億六千万円の赤字のうちで十五億円といふものは、いわゆる保険料の滞納であります。しかもこれは、われくの調査したところによりまするならば大きな事業体が滞納しておる。そこに使われておる労働者は、すでに賃金から差引く

形において健康保険料を納付しておるにもかかわらず、事業主が負担する半分、すなわち七億五千万円を納めず、さらに労働者側から納めた七億五千円の保険料をも含めて滞納しておるといふ事実が判明いたして参つたのであります。こうしたものを持ち積極的に取立てなければならない。しかも、現在積立金勘定に残つておりますところの五億一千五百万円といふものは、過去において健康保険事業の結果積み立てましたところの金でございまして、政府が十分な施策を講ぜてして、政府がそれをそのまま振り向ける出た赤字に、これをそのまま振り向けるということには、われくは賛成できない。

する中に、薪炭特別会計の五十四億七千万円という厖大なる赤字を、われわれ一般国民の納めた税金の中から補填しよう」と計画いたしておるのに對しまして、国民健康保険のこの赤字補填のためには何らの考慮が拂わない。

厚生当局が大蔵省に對して七億円の一般会計からの繰入れを要求したようでもあります。が、大蔵当局によつてこれを一蹴され、副総理ともあろう林厚生大臣が、こうした国民の要望に対して、政府部内においても努力を十分なされ得るとは考へられない」という点が、われわれがこの法律の後段の部分に属する厚生保険特別会計の改正に対しまして賛成することができない理由でござります。

なお前段の日雇い労働者の失業保険制度に關しましても、これは十一月一日から実施される初めての試みであります。制度そのものは、たとえば日雇い労働者の零細なる——收入のない者に対する対応として、保険料をわざかでも本人に負担させるというようなことは、政府の社会政策的な見地から見て不十分であるといふ点、さらにこれは與党側の委員からも指摘された通りであります。が、この失業保険印紙制度によりまするならば、失業保険印紙を売りさばくことによつてこの特別会計から郵政特別会計に繰入れなければならぬ金額だけでも三億八千万円、さらにこの印紙の印刷に関する経費といふよ

ものが相当な量に上ると予想せられるのであります。われわれは、こうしたもののはもつと別な方法を講ずることによつて現在百七十円を予定しておりますところのこの保険金を増額する

といふような方面に考慮を拂わなければならぬという意見を持つておるものでございます。しかしこの点には、初めての試みであり、一日もすみやかに実施せられるという点から、あえて反対をするものではないであります

が、前申しましたように、後段にこの矛盾したところの二つの法律を一本の法律案で出そうという法制技術上のむりがありまするために、われく自体といたしましても、きわめて矛盾した態度をとらざるを得ないのであります。

本委員会は、本年四月二十一日、第五回国会において、委員三十一名よりなる特別委員会が設置せられ、不肖委員長に就任いたしまして以来、委員会、理事会、小委員会をしばゝ開催いたしまして、慎重に審議を重ね、一つの要綱をとりまとめ、公職選挙法案要綱と名づけました。

現行選挙法は、大正十四年普通選挙が施行せられるとともに制定せられたものであります。爾来、時勢の進運に伴い部分的には幾たびかその改正を余儀なくせられたのであります。しかるに、昭和二十一年には選挙運動の文書、図画等の特例に関する法律、選挙管理委員会法、また昨年選挙運動等の臨時特例に關する法律、政治資金規正法等が制定せられ、その他地方公共団体の議会の議員並びに長の選挙、さらに教育委員会の委員の選挙等のことと複雑多岐にわたる選挙法規は、専門家にあらざれば理解することのできない

## 第一 選挙法改正に關する特別委員会における調査の報告

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、選挙法改正に關する特別委員会における調査の報告を求めます。選挙法改正に關する特別委員長生田和平君。

〔生田和平君登壇〕  
「生田和平君發言」  
○生田和平君 ただいま議題となりました選挙法改正に關する特別委員会の調査の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

本委員会は、まず第一に審議を進め順序を協議しました結果、衆議院議員、參議院議員及び地方公共団体の議員の議員並びに長の選挙を一本にまとめることがございました。なお最高裁判所裁判官の国民審査は、選挙とは事柄も違いますし、農地委員の選挙は、選挙権の要件として特殊の資格條件を必要とし、一般国民の選挙するものではないのでありますから、これを後日議論することといたしまして、主題の法案について逐次審査を進めることがあります。委員会にあつては、学識経験者、評論家、大新聞社等の意見を聴取し、あるいは諸外国の実例等に徴し、または毎日新聞に嘱託して世論調査を行い、さらに国会図書館、全国選挙管理委員会、地方自治庁等に委託し銳意情報並びに資料の收集に努めました。

思ふに選挙法は国民が主権行使する唯一の方法であり、従つて選挙法は国民の選挙法でなくてはならないことは、いまさら申すまでもありません。われわれは、この信念に立脚して立案いたしましたのであります。

すなわち選挙区制については、いわゆる中選挙区制が最も我が国の現状から見て適當であること、比例代表の制度は採用する余地のないこと、選挙公報については原則として反対であることを、特に力説せられましたことは言

## 選挙法改正にあたつて第一に問題となつたこと

なりましたのは、兩院制度につき掘り下げて研究する必要があるということ

であります。二院制度の問題は憲法の改正にまで発展する可能性が多分にあります。この機運にこたえて、去る国会において選挙法に關する特別委員会が衆参両院において同時に成立を見たことは、諸君の御承知の通りであります。

ことなり、ここに総合的、統一的選

論、文書による選挙運動の自由であり、候補者並びに第三者の演説に加えられた制限は憲法違反であり、法律自体が無効であるとまで極言せられたのであります。以上は、今はなき故人の選挙法改正に関する叫びであります。まことに感慨無量なるものがあります。

さて本委員会においては、審議の結果に基き本要綱の起草を小委員会に付託し、小委員会はさらに要綱のとりまとめ方を委員長に一任せられ、満二箇月の日子を費して原案を作成し、九月十九日より二十二日まで四日間にわたり小委員会を開催し、慎重に協議いたしましたのであります。さるに教育委員会の委員の選挙についても、文部省並びに東京都教育委員長等の意見を徴し、本要綱に取入れることにいたしました。越えて十月四日及び同十七日の小委員会においてこれを審議し、さらに本月十七日より十九日まで及び二十四日の四日間委員会を開き、原案十七章二百七十三項目に対する最終の決定をしたのであります。

よつて、本要綱の主要なる点について、現行法規と比較しつつ御説明いたしました結果、選挙基本法という名稱は適当でないとの意見が多数を制し、いろいろと議論もあつた末、壁頭

に申し上げました通り公職選挙法案要綱と名称づけられたのであります。

第一章総則においてこの法律の目的を明らかにして、「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び

長並びに教育委員会の委員を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする」と明記し、次にはこの法律の適用の範囲、公職の定義、議員及び委員の定数等を明らかにし、また

参議院全国選出議員の選挙事務は全国選挙管理委員会において管理することとし、現行の参議院全国選出議員選挙管理委員会を廃止しました。また選挙人の選挙権及び選舉権行使については、必要な時間を與えるよう措置されなければならぬ旨を規定して棄権防止に遺憾ながらしめようとしたしました。

第二章では、選挙権、被選挙権及び長並びに教育委員会の委員に関する規定は、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の居住要件を三箇月に短縮するとともに、准禁治産者及び選挙権を與えることとし、その範囲を拡張

議員及び参議院議員の選挙区については、結論を他日に保留したのであります。

第四章は選挙人名簿についての規定でありまして、各選挙を通じて基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿を用いることを原則とし、名簿登録の住所要件

六箇月を三箇月に短縮することとした。なお船員の名簿登録に対し特例を認め、これを簡易化し、療養施設に入院加療中の者及び海外引揚者に對しても、その住所に關して特別の規定を設けたのであります。

第五章は選挙期日についての規定であります。衆議院議員の任期満了による総選挙は、現行法では任期満了後施行せられることになつておりますが、これを原則として任期満了前三十日以内に行うことと改め、第二項において右期間が国会開会中または国会閉会の解散による衆議院の選挙は解散の日から三十日以内にかかる場合は、国会閉会の日から三十一日以後三十五日以内に行うこととしました。しかして、会の委員の候補者の届出期限を、衆議院議員と同じく選挙期日前十日までといたしました。町村長及び教育委員会の議員及び長並びに教育委員会の委員の候補の場合は連署推薦届出制度を廃止しました。公務員在職中の立候補制限に関する規定を設け、地方公共団体の議員の立候補を制限いたしました。但しこれについては少數の反対意見があつたことを御報告しておきます。供託金は、現在衆議院議員選挙の場合三万円であります。これに準じて他の選挙についても相当引上

ました。投票に関する自署能力の要件を絶対的の要件とせず、文盲者の投票を認めることとし、これに對して他の選挙についても相当引上げるとともに、参議院議員の選挙に關する投票率を改訂しました。また新たに教育委員会の委員の選挙についても代理投票の制度を活用することとい

たしました。地方公共団体の同時選挙において、同一投票用紙を用いて各欄ごとに候補者の氏名を記載することになりました。

第七章は開票に関する規定であります。本章において、公務員の立候補制限に伴い、これらの者の氏名を記載した投票も無効となる旨の明文を新たに設けました。

第八章においては選挙会及び選挙分会についての規定を設けました。第九章は公職の候補者に関する規定であります。改正せられたおもなる点は、参議院地方選出議員、地方公共団体の議員及び長並びに教育委員会の委員の候補者の届出期限を、衆議院議員と同じく選挙期日前十日までといたしました。町村長及び教育委員会の議員及び長並びに教育委員会の委員の立候補の場合は連署推薦届出制度を廃止しました。公務員在職中の立候補制限に関する規定を設け、地方公共団体の議員の立候補を制限いたしました。但しこれについては少數の反対意見があつたことを御報告しておきます。供託金は、現在衆議院議員選挙の場合三万円であります。これに準じて他の選挙についても相当引上

ました。投票に関する自署能力の要件を絶対的の要件とせず、文盲者の投票を認めていますが、新たに教育委員会の委員の選挙についても代理投票の制度を設けることとしました。

第十二章は選挙を同時に実行するための特別についての規定であります。本来地方公共団体の選挙相互の間の同時選挙を認めていましたが、新たに教育委員会の委員と地方公共団体の議員の選挙との同時選挙を認めることとし、これに對して他の選挙についても相当引上げるとともに、参議院議員の選挙に關する投票率を改訂しました。また新たに教育委員会の委員の選挙についても代理投票の制度を活用することとしました。

ととしました。

第十三章は選挙運動に関する規定であります。選挙運動については、一方において選挙公営の拡充をはかるとともに、他方言論の自由、第三者の運動の自由の伸張を努めたのであります。

以下、そのおもなるものを列挙いたしましたれば、選挙運動の期間を原則として届出の日から選挙の期日の前までとしたこと、現行法では教育者の地位利用の選挙運動の制限事項が必ずしも明瞭でなく、解釈上も疑義がありますので、これを明瞭にすることとも、内容等も一部改正しました。

戸別訪問は從前通りこれを禁止しましたが、第二項において、公職の候補者が、みずから当該選挙に関し、あいさつ行為をすることを妨げるものではないと規定いたしました。但しこの項については、候補者の戸別訪問を認め、あいさつの説と、認むべからずとの少數反対意見のあつたことを御報告しておきます。なお選挙運動のため戸別に演説会の告知、候補者の氏名等を言い歩く行為等は戸別訪問の禁止行為に該当いたします。

自動車及び船舶の制限は従来通り

台及び一隻とし、拖航機は二そろえとしました。但し、参議院全国区議員については特別の取扱いをいたしました。無料はがきの枚数は、衆議院議員、官報号外

昭和二十四年十月三十日

衆議院会議録第三号 考査特別委員会における調査の報告

参議院地方選出議員及び都道府県の知事については三万枚、参議院全国区議員については五千枚としました。

ボスターについては、衆議院議員、参議院地方選出議員及び都道府県の教育委員会の委員は五千枚としました。

並びに都道府県の教育委員会の委員については三千枚、参議院全国区議員については二万枚、但しの都道府県知事については一千枚を越えることはできないのであります。都道府県の議会の議員については五百枚、市の選挙については三百枚、町村の選挙については百枚としました。

新聞の報道については、選挙に関する事項を報道として掲載するの自由を鮮明する旨の規定を置くこととしました。新聞広告は各候補者は一回限りとしましたが、参議院全国区議員の候補者についてのみ二回となし得ることとし、衆議院議員、参議院議員、都道府県の知事の選挙についての新聞広告は無料としました。

政見放送及び経歴放送については、衆議院議員と同様、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙についても認めました。

公営の立会演説会は、現行の衆議院議員の場合と同様に、参議院地方選出議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員会の委員についても認めました。

参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員については、衆議院議員と同様、別冊報告書によつて御報告することにしてありますから、それによつて御承認を願うこととし、ここでは各事件につきそのあらましを述べまして、これに考査の結果得ました結論をつけ加えて御報告したいと存じます。(拍手)

第一は国電スト事件でありますが、

の班別による方法を改め、候補者の希望を尊重して、都道府県の選挙管理委員会において全般的計画を定め、これにより実施することとしました。代理演説の回数を五分の一から三分の一に増加し、演説会告知の掲示箇所を二十箇所から五十箇所に増加し、立会演説会場における演説妨害等に対する取締り規定を新たに設けたこと等がおもな改正であります。

第十六章は罰則に関する規定であります。まして、おおむね現行法の規定を総合して取入れることとし、罰則の限度等は現行法通りとします。な

お公訴附帯の私訴の制度は新刑事訴訟法により廃止されましたので、当選無効に関する附帯私訴はこれを独立の訴訟として取扱うことといたしました。

第十七章補則においては、選挙管理費用に関する国と地方公共団体との負担区分について規定するとともに、特別公共団体に対する本法の適用に関する特例等を規定したのであります。

附則においては、本法施行の期日及

び必要な経過規定、その他関係法令の整理改廃について規定することとなつております。

以上は單に本要綱の大要を説明した

にすぎません。詳しいことは委員会の速記録についてごらんをいただきたい

のであります。なお本要綱は近く印刷

に付し、お手元に差上げることになる

と思います。

終りに臨んで一言いたしたきこと

は、本委員会は、休会中に、しかも

炎暑の候にもかかわらず、委員諸君は

終始熱心に慎重審議せられましたこと、是を是とし、非を非とし、いささ

かも党利党略に偏せず、感情に走ら

て、政治資金規正法中公職の候補者の開する規定を取り入れることといたしました。

第十五章は争訟であります。

第十六章は罰則に関する規定であります。まして、おおむね現行法の規定を総合して取入れることとし、罰則の限度等は現行法通りとします。な

お公訴附帯の私訴はこれを独立の訴訟として取扱うことといたしました。

第十七章補則においては、選挙管理費用に関する国と地方公共団体との負担区分について規定するとともに、特別公共団体に対する本法の適用に関する特例等を規定したのであります。

附則においては、本法施行の期日及び必要な経過規定、その他関係法令の整理改廃について規定することとなつております。

以上は單に本要綱の大要を説明した

にすぎません。詳しいことは委員会の速記録についてごらんをいただきたい

のであります。なお本要綱は近く印刷

に付し、お手元に差上げることになる

と思います。

終りに臨んで一言いたしたきこと

は、本委員会は、休会中に、しかも

炎暑の候にもかかわらず、委員諸君は

終始熱心に慎重審議せられましたこと、是を是とし、非を非とし、いささ

かも党利党略に偏せず、感情に走ら

ず、互いに意見を尊重して、きわめて円満のうちに、全章にわたりほとんど満場一致をもつて議決せられましたことは、まことに感謝にたえません。

以上をもつて御報告を終ります。

第二 考査特別委員会における調査の報告

○議長(幣原嘉量郎君) 日程第三、考査特別委員会における調査の報告を求めます。考査特別委員長鍛冶良作君。

〔鍛冶良作君登壇〕

ましては、七月より九月に至る三箇月間に、日本再建に重大なる悪影響を及ぼすものといたしまして、一、国電スト事件、二、国鉄労組中央委員会の実力行使決議事件、三、平市をめぐる騒擾事件、四、広島日鋼製作所争議事件

事件、五、福島第一発電所事故事件

事件、六、福島第二発電所事故事件

事件、七、福島第三発電所事故事件

事件、八、福島第四発電所事故事件

事件、九、福島第五発電所事故事件

事件、十、福島第六発電所事故事件

事件、十一、福島第七発電所事故事件

事件、十二、福島第八発電所事故事件

事件、十三、福島第九発電所事故事件

事件、十四、福島第十発電所事故事件

事件、十五、福島第十一発電所事故事件

事件、十六、福島第十二発電所事故事件

事件、十七、福島第十三発電所事故事件

事件、十八、福島第十四発電所事故事件

事件、十九、福島第十五発電所事故事件

事件、二十、福島第十六発電所事故事件

事件、二十一、福島第十七発電所事故事件

事件、二十二、福島第十八発電所事故事件

事件、二十三、福島第十九発電所事故事件

事件、二十四、福島第二十発電所事故事件

事件、二十五、福島第二十一発電所事故事件

事件、二十六、福島第二十二発電所事故事件

事件、二十七、福島第二十三発電所事故事件

事件、二十八、福島第二十四発電所事故事件

事件、二十九、福島第二十五発電所事故事件

事件、三十、福島第二十六発電所事故事件

事件、三十一、福島第二十七発電所事故事件

事件、三十二、福島第二十八発電所事故事件

事件、三十三、福島第二十九発電所事故事件

事件、三十四、福島第三十発電所事故事件

事件、三十五、福島第三十一発電所事故事件

事件、三十六、福島第三十二発電所事故事件

事件、三十七、福島第三十三発電所事故事件

事件、三十八、福島第三十四発電所事故事件

事件、三十九、福島第三十五発電所事故事件

事件、四十、福島第三十六発電所事故事件

事件、四十一、福島第三十七発電所事故事件

事件、四十二、福島第三十八発電所事故事件

事件、四十三、福島第三十九発電所事故事件

事件、四十四、福島第四十発電所事故事件

事件、四十五、福島第四十一発電所事故事件

事件、四十六、福島第四十二発電所事故事件

事件、四十七、福島第四十三発電所事故事件

事件、四十八、福島第四十四発電所事故事件

事件、四十九、福島第四十五発電所事故事件

事件、五十、福島第四十六発電所事故事件

事件、五十一、福島第四十七発電所事故事件

事件、五十二、福島第四十八発電所事故事件

事件、五十三、福島第四十九発電所事故事件

事件、五十四、福島第五十発電所事故事件

事件、五十五、福島第五十一発電所事故事件

事件、五十六、福島第五十二発電所事故事件

事件、五十七、福島第五十三発電所事故事件

事件、五十八、福島第五十四発電所事故事件

事件、五十九、福島第五十五発電所事故事件

事件、六十、福島第五十六発電所事故事件

事件、六十一、福島第五十七発電所事故事件

事件、六十二、福島第五十八発電所事故事件

事件、六十三、福島第五十九発電所事故事件

事件、六十四、福島第六十発電所事故事件

事件、六十五、福島第六十一発電所事故事件

事件、六十六、福島第六十二発電所事故事件

事件、六十七、福島第六十三発電所事故事件

事件、六十八、福島第六十四発電所事故事件

事件、六十九、福島第六十五発電所事故事件

事件、七十、福島第六十六発電所事故事件

事件、七十一、福島第六十七発電所事故事件

事件、七十二、福島第六十八発電所事故事件

事件、七十三、福島第六十九発電所事故事件

事件、七十四、福島第七十発電所事故事件

事件、七十五、福島第七十一発電所事故事件

事件、七十六、福島第七十二発電所事故事件

事件、七十七、福島第七十三発電所事故事件

事件、七十八、福島第七十四発電所事故事件

事件、七十九、福島第七十五発電所事故事件

事件、八十、福島第七十六発電所事故事件

事件、八十一、福島第七十七発電所事故事件

事件、八十二、福島第七十八発電所事故事件

事件、八十三、福島第七十九発電所事故事件

事件、八十四、福島第八十発電所事故事件

事件、八十五、福島第八十一発電所事故事件

事件、八十六、福島第八十二発電所事故事件

事件、八十七、福島第八十三発電所事故事件

事件、八十八、福島第八十四発電所事故事件

事件、八十九、福島第八十五発電所事故事件

事件、九十、福島第八十六発電所事故事件

事件、九十一、福島第八十七発電所事故事件

事件、九十二、福島第八十八発電所事故事件

事件、九十三、福島第八十九発電所事故事件

事件、九十四、福島第九十発電所事故事件

事件、九十五、福島第九十一発電所事故事件

事件、九十六、福島第九十二発電所事故事件

事件、九十七、福島第九十三発電所事故事件

事件、九十八、福島第九十四発電所事故事件

事件、九十九、福島第九十五発電所事故事件

事件、一百、福島第九十六発電所事故事件

事件、一百一、福島第九十七発電所事故事件

事件、一百二、福島第九十八発電所事故事件

事件、一百三、福島第九十九発電所事故事件

事件、一百四、福島一百発電所事故事件

事件、一百五、福島一百一発電所事故事件

事件、一百六、福島一百二発電所事故事件

事件、一百七、福島一百三発電所事故事件

事件、一百八、福島一百四発電所事故事件

事件、一百九、福島一百五発電所事故事件

事件、一百十、福島一百六発電所事故事件

事件、一百十一、福島一百七発電所事故事件

事件、一百十二、福島一百八発電所事故事件

事件、一百十三、福島一百九発電所事故事件

事件、一百十四、福島一百十発電所事故事件

事件、一百十五、福島一百十一発電所事故事件

事件、一百十六、福島一百十二発電所事故事件

事件、一百十七、福島一百十三発電所事故事件

事件、一百十八、福島一百十四発電所事故事件

事件、一百十九、福島一百十五発電所事故事件

事件、一百二十、福島一百十六発電所事故事件

事件、一百二十一、福島一百十七発電所事故事件

事件、一百二十二、福島一百十八発電所事故事件

事件、一百二十三、福島一百十九発電所事故事件

事件、一百二十四、福島一百二十発電所事故事件

事件、一百二十五、福島一百二十一発電所事故事件

事件、一百二十六、福島一百二十二発電所事故事件

事件、一百二十七、福島一百二十三発電所事故事件

事件、一百二十八、福島一百二十四発電所事故事件

事件、一百二十九、福島一百二十五発電所事故事件

事件、一百三十、福島一百二十六発電所事故事件

事件、一百三十一、福島一百二十七発電所事故事件

事件、一百三十二、福島一百二十八発電所事故事件

事件、一百三十三、福島一百二十九発電所事故事件

事件、一百三十四、福島一百三十発電所事故事件

事件、一百三十五、福島一百三十一発電所事故事件

事件、一百三十六、福島一百三十二発電所事故事件

事件、一百三十七、福島一百三十三発電所事故事件

事件、一百三十八、福島一百三十四発電所事故事件

事件、一百三十九、福島一百三十五発電所事故事件

事件、一百四十、福島一百三十六発電所事故事件

事件、一百四十一、福島一百三十七発電所事故事件

事件、一百四十二、福島一百三十八発電所事故事件

事件、一百四十三、福島一百三十九発電所事故事件

事件、一百四十四、福島一百四十発電所事故事件

事件、一百四十五、福島一百四十一発電所事故事件

事件、一百四十六、福島一百四十二発電所事故事件

事件、一百四十七、福島一百四十三発電所事故事件

事件、一百四十八、福島一百四十四発電所事故事件

事件、一百四十九、福島一百四十五発電所事故事件

事件、一百五十、福島一百四十六発電所事故事件

事件、一百五十一、福島一百四十七発電所事故事件

事件、一百五十二、福島一百四十八発電所事故事件

事件、一百五十三、福島一百四十九発電所事故事件

事件、一百五十四、福島一百五十発電所事故事件

事件、一百五十五、福島一百五十六発電所事故事件

事件、一百五十六、福島一百五十七発電所事故事件

事件、一百五十七、福島一百五十八発電所事故事件

事件、一百五十八、福島一百五十九発電所事故事件

事件、一百五十九、福島一百六十発電所事故事件

</

を中心として、東京鉄道局管内の東神奈川、蒲田、千葉、中野、三鷹の電車区または車掌区分会によつて闘われたスト事件であります。この事件の発端となつたのは車掌区における新交番制の実施に関するのであり、組合側が、この新交番制の実施は労働強化であると同時に首切りの前提となるものであると称して起したのが、首切り反対闘争となつたのであります（「その通り」と呼ぶ者あり）新交番制は車掌区だけの問題であります、電車区は車掌区に同調してストに立ち上つたのが真相のようであります。もつとも、電車区では別に、鉄道を破壊から救うため、すなわち国鉄防衛のための闘争であつて、ストは独自の立場から行つたと主張しておられます。

千葉車掌区分会では、六月三日の職場大会で、新交番の延期がいれられなければ実力行使に入る旨を決議しましたが、九日車掌九名が解雇されたので、これを撤回するまで闘うことを組合大会で決議し、当局側が十日から新交番を実施しようとするのに反対の態度をとつて来ましたが、十日となるや、約七十名の車掌は座談会を開いて新交番で乗務しようと決定しましたので、旧交番を主張する者たちは、外郭団体の応援を受けて、新交番で乗務させようとする公安官及び警察官

と、乗らせまいとする者との間に衝突を起し、その場にいた検事によつて闘争委員ほか二十七名が検束されるに至つたのであります。

東神奈川の場合は、六月一日の新交番実施期を前にして、三十日車掌区分会青年部が大会を開き、新交番制は効果強化であると同時に首切りの前提で乗務しておつたのであります。三日で車掌区で合同職場大会を開き、スト競争勢を整えることを法議しましたので、新橋管理部から新交番実施督促のため総務課長以下が出席して交渉しましたがまとまらず、組合では六日の大会において、不当陣圧があれば実力行使をも辞せどと決議しました。九日に当局から、業務命令違反のかどで闘争委員長外九名の解雇が発表されましたので、これを機に、午前十一時四十五分、警笛を鳴らしてストに突入するに至りました。電車区は、車掌区がストに入つた後、回送電車に限り運転士だけで運行せよという業務命令がありましたところ、これは業務規定違反であるとして、午後三時四十三分、車掌区に同調してストに入つたのであります。

争議団は、スト突入とともに、外郭団体の応援を得て気勢を上げ、アカハタ及び横浜民報以外の新聞記者の出入を禁

連合軍専用車を占拠している者があるから退去せよといふ指示があつたが、この専用車中で鬭争委員らが会議を開いていたのであります。この日の午後二時ごろ、組合側は、自分らの手で東神奈川より二本、蒲田より二本の電車を出す計画を立て、電車区長に了解を求めに行きましたが、これを拒絶されると、夕刻、乗客大会というものが開催され、また神奈川県工場代表者が会議も開催されまして、それらの要請によるものとして、組合の業務管理で電車を運行することを決定したのであります。これがいわゆる人民電車であります。その第一回は、この日の午後六時二十二分に東神奈川駅を発車いたしました。第二回は翌日の午前七時三十八分に同駅を発車いたしました。業務命令によらない職場管理の電車を運転したのにつきまして、車掌区闘争委員長井上勲一君は、電車は当局のものでもなく、また鉄道従業員のものでもない、實に全日本労働者のものである、全人民のものである、当局が電車を預かつておきながら、これを動かさないのは不都合であるという考え方から、組合の管理で運転したのだと、当委員会において公言しておるのであります。

四日に旧交番に復することを決議し、東神奈川のストに刺激されて、十日の初電からストに突入し、その後は常に東神奈川と歩調を一にしたのであります。中野の車掌区は、六月五日より新交番を実施することになつて、前日の四日に入局して、車掌区で区長と要諭が打合せに来て、車掌区で区長と要諭の中、新交番をやめると、二、三十人の労組員が組合旗を立てて闖入して参りました。そこで業務課長と組合側との交渉に移りましたが、結局まとまりず、物別れとなりました。さらに六日九日に両者の交渉が行われたのであります。九日の交渉最中、東神奈川ストに突入すとの情報がもたらされましたので、交渉は早々に切上げられ、中野に帰つて職場大会を開いてスト突入を決議し、十日の初電からストに入つたのであります。

三鷹と中野の両電車区も、修理資材不足から来る運転の危険防止及び人車同調してストに入つたが、かねて結成の準備をしていた三鷹、中野地区防衛共同組に共同闘争委員会が持たれ、これによつて共同闘争が行われたのであります。三鷹、中野方面でも公安官、警察官側と争議団側との衝突があつたことは、千葉、東神奈川と同様であります。

以上三つの事件を考察しまするに、  
闘争の起因となつたものは、車掌区の場合は新交番制の実施反対といふこと  
にありまするし、電車区では国鉄復興闘争であり、双方とも直切り反対といふのを闘争目標にしておるのであります。それで、それらの原因を持つ自然発生的のものと主張されていますが、六日まで三日にすでに東鉄車掌区連絡會議で業務管理、共同闘争を申し合せてゐるところで、この申合せに賛成した者が、その実現のためフランク活動をしたことは、想像にかたくないのです。東京労働團体の働きかけと、スト突入を主張する労組員のフランク活動と、集団的威嚇による働きかけとによりまして、分念を闘争にかり立てたことは論するまでもないと考えますから、この面から観察しますと、計画的であると言わざるを得ないのであります。(拍手)また二方面で行われたストは、どれも中間部または支部の指令によらないで災厄行動に入つたものであります。(拍手)これは国鉄労組規約の違反であり、国鉄労組のごとき單一組合の統制を乱る行為と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)ところが、後に述べますこと、中央委員会におきまして、副委員長の木村藏君は、かかる本部の指令によらない各分会で始めた争議を反射闘争の模範的なものであると称して、暗に今後

後もこういう形の闘争を是認して行こうとしている点は、まことに重視すべきものであります。(拍手)

東神奈川の場合は、一般新聞記者の出入を禁止し、アカハタと横浜民報のみに反対させましたことは、闘争がい

かに独裁的かつ秘密主義のうちに行われたかがわかると思います。闘争中、労組が現場当局と交渉の際、きわめて非協調的态度で脅迫的言動が多く、英雄主義、破壊主義であつたことは幾多の例証があります。(拍手)その一々は別冊報告書に譲りますが、ともすれば殺してしまえというような暴言を吐き、なぐるとか、住居に押しかけて妻女をおどかすとか、はなはだしの場合には人民裁判のようなことまでもしておるのであります。

かの東神奈川で運行された人民電車は、人民管理思想の具体的な現われであります。が、どの争議にも業務管理の思想は見られるのであります。革命思想の現われであることは最も注目しなければなりません。（拍手）

三つのスト事件を通じまして、そこに応用されました闘争の方式は、最初より反対の経済闘争が職場闘争となつて、職場管理を目指し、地域闘争に拡大されて、地域産業防衛闘争となり、一地域の市民をも動員する地域人民闘争へと発展しようとしています。かくのとき闘争の方式は、共産党または同党が指導権を握る産別会議の指針書

に公表されておるものでありますて、  
闘争が共産党分子によつて指導された  
当然の帰結とも言えるのであります。  
(拍手)闘争がはじまる共産党色の濃か  
つたことを物語るものであります。特  
に三鷹、中野地区方駒司盟共司闘争委

員会がスト中止を決議した際、なおストの革命的力を横に伸ばすことを確認して、戦術を転換すると言つておるのとあります。かの三鷹無人電車の暴走事件直後、当局が不完全のまま電車の改善を怠つて、いるからこんな事件が起きたのだと演説した共産党員がありましたが、これは革命の力を横に伸ばす戦術、すなわち国鉄防衛闘争または違法闘争の行き過ぎと断定しなければならないのです。共産党闘争方式の末端細胞の思い上つた行き過ぎが、あ

卷之三十一

ならぬような立場に追い込まれてもやめないという決意で闘うのだと説明しています。このような激越な闘争までするのはどうかという空気が支配しますと、会議では、この列車をとめて云々という條件は全部削除になり、最悪の場合は、という辭句を加えまして、結局最悪の場合はストをも含む実力行使を行うということだけに修正されただのであります。さらにその條件として、最悪の場合とは本部の団体交渉の決裂したときをいうことと、集約は中國の責任において行うということとが、了解事項として確認されたのであります。もつとも、かくのことき修

られたいた結果であります。星加要君が、共産党員が組合員であり、役員である場合、往々にして組合員の意思がそのまま現われずに、共産党の指導方針によつて動いて、誤まつた方法をとり得る可能性が多いと証言していますが、(拍手)同君は共産党に反対の立場に立つておりますが、少くともこの熱海決議の場合には、その試験が真に近いものと思われるのです。

第三は平市をめぐる騒擾事件であります。これは一、平市及び内郷、湯本両町の事件と、二、郡山、福島両市の事件、三、若松市の三菱製鋼広田工場

ちどまる人が多くなつて交通の妨害に  
なるということと、県道上に一政党の  
政治活動の便宜のための施設を市警察署  
署限りで許可したことが妥当でないとい  
う理由から許可を取り消そうとしたの  
が、きつかけとなつたのであります。

市警察署長は、設置許可の取消しを  
申請人の長江に通達しましたが、石ば  
地区委員会はこれに応じませんので、  
六月二十七日の朝、同日午後七時までは  
に撤去しないときは警察で代執行する  
からと通知したのであります。すると  
共産党石城地区委員長鈴木光雄、同委  
員鈴木義夫その他四、五十名の者が監  
察に来て、掲示板設置許可の取消しは

正が決定されるまでには、かかる決議が公共企業体関係労働法第十七條の違反であるという議論が出たのであります。が、共産党员である副委員長の鈴木市藏君は、第十七條は憲法第二十八條違反の立法であるからこれに従う必要はないという意味のことと言つてゐるのです。だから、この考え方には、ある法律を憲法違反だとみずから信ずることによつて、正式の手続によつてその法律を無効とするのではなく、いきなり実力行使を行うことを決議したこととなり、法律否定、議会否定の思想と言わざるを得ないのであります。

かかる決議が結局中央委員多数の賛成を得て成立しましたことは、委員会が共産党系代議員によつて主導権を握

の争議事件、四、高萩炭鉱争議事件の四地方の事件であり、しかもお互に連性のある、すこぶる複雑した事件であります。

まず平市の騒擾事件から申しますと、本年四月十三日に、平市大町の長江久雄という者から市警察署に、平駅前の県道地内に広告宣伝用の掲示板設置の許可が申請され、警察では、四月十四日から七月二十日まで約三箇月の許可を與えたのであります。ところが、名義人の長江は共産党員でありますして、この掲示板には、日本共産党石城地区委員の壁新聞が張られ出したのであります。この壁新聞には、附近の炭坑の労働争議の問題や市町村政の批判の記事がデカ～と盛んに掲げられております。この壁新聞には、

ちどまる人が多くなつて交通の妨害になるというと、県道上に一政党の政治活動の便宜のための施設を市警察署限りで許可したこと妥当でないといふ理由から許可を取り消そうとしたのが、きつかけとなつたのであります。

市警察署長は、設置許可の取消しを申請人の長江に通達しましたが、石城地区委員会はこれに応じませんので、六月二十七日の朝、同日午後七時まことに撤去しないときは、警察で代執行するからと通知したのであります。すると共産党石城地区委員長鈴木光雄、同委員鈴木磐夫その他四、五十名の者が警察に来て、掲示板設置許可の取消しは

官報號外

共産党に対する警察の弾圧であるからこれを撤回せよ、共産党の政治活動を妨害するものであると抗議したのであります。そのうちにさらに七、八十名の者が署前に集まり、署内には三、四十名もいましたので、署長は代表者五名とアカハタ記者その他三名だけと交渉を続けることにいたしましたが、要求を引ひめる気配はなく、署外の群衆は陰惡の空氣を示して来ましたので、附近の内郷、湯本両町警察署に、警戒のため応援を求めたのであります。一方署名では交渉を進めましたが、結局撤去することは一応留保しまして、他に適切な移転先を探すことになりました。群衆は解散したのであります。

&lt;/

のうちに、署外には百五、六十名の者が集まつて赤旗を振り、インターを歌つて氣勢をあげました。三十日の午前約二百三十名押しかけて来まして、これも平市署に応援を出さぬと誓約しろと迫つたのであります。内郷の場合とまつたく同様に、この日平市署を襲う計画があつたので、その奉制策を講じたものと断定し得るのであります。

一體、平市署を襲つた者の中には矢郷炭鉱の者が多数参加してはいますが、この炭鉱は、六月初旬から仮処分の執行をめぐつて不穏な空気があつて、警察からも防犯のために山に行つて警戒に当つたのであります。これを労働争議の断圧であるとして、警察に対し抗議を行つたのであります。このときも同様の抗議をしたのであります。指導者にさしざられるまま湯本や内郷署に抗議デモを行ひ、また三十日の平市署のときにも多数参加したのであります。

次は郡山市の場合は、主として主食売り陳情決議のため約三百名の傍聴者が市会を疎闊した事件があります。その詳細は別冊の報告書に譲りまして、ここでは主として郡山警察署の襲撃事件を述べることいたしました。

郡山市警察では、六月三十日の夜、

十時に、共産党員及び朝連の者などが集まつて赤旗を振り、インターを歌つて氣勢をあげました。三十日の午前約二百三十名押しかけて来まして、これも平市署に応援を出さぬと誓約しろと迫つたのであります。内郷の場合とまつたく同様に、この日平市署を襲う計画があつたので、その奉制策を講じたものと断定し得るのであります。

一體、平市署を襲つた者の中には矢郷炭鉱の者が多数参加してはいますが、この炭鉱は、六月初旬から仮処分の執

行をめぐつて不穏な空気があつて、警察からも防犯のために山に行つて警戒に当つたのであります。これを労働争議の断圧であるとして、警察に対し抗議を行つたのであります。このときも同様の抗議をしたのであります。指導者にさしざられるまま湯本や内郷署に抗議デモを行ひ、また三十日の平市署のときにも多数参加したのであります。

次は郡山市の場合は、主として主食売り陳情決議のため約三百名の傍聴者が市会を疎闊した事件があります。その詳細は別冊の報告書に譲りまして、ここでは主として郡山警察署の襲撃事件を述べることいたしました。

郡山市警察では、六月三十日の夜、

平市の求めに応じまして、午後十一時五十分ころ応援隊を派遣したのであります。その直後、約二百名の群衆が計画があつたので、その奉制策を講じたものと断定し得るのであります。

一體、平市署を襲つた者の中には矢郷炭鉱の者が多数参加してはいますが、この炭鉱は、六月初旬から仮処分の執

行をめぐつて不穏な空気があつて、警察からも防犯のために山に行つて警戒に当つたのであります。これを労働争議の断圧であるとして、警察に対し抗議を行つたのであります。このときも同様の抗議をしたのであります。指導者にさしざられるまま湯本や内郷署に抗議デモを行ひ、また三十日の平市署のときにも多数参加したのであります。

次は郡山市の場合は、主として主食売り陳情決議のため約三百名の傍聴者が市会を疎闊した事件があります。その詳細は別冊の報告書に譲りまして、ここでは主として郡山警察署の襲撃事件を述べることいたしました。

郡山市警察では、六月三十日の夜、

平市の求めに応じまして、午後十一時五十分ころ応援隊を派遣したのであります。その直後、約二百名の群衆が計画があつたので、その奉制策を講じたものと断定し得るのであります。

一體、平市署を襲つた者の中には矢郷炭鉱の者が多数参加してはいますが、この炭鉱は、六月初旬から仮処分の執

行をめぐつて不穏な空気があつて、警察からも防犯のために山に行つて警戒に当つたのであります。これを労働争議の断圧であるとして、警察に対し抗議を行つたのであります。このときも同様の抗議をしたのであります。指導者にさしざられるまま湯本や内郷署に抗議デモを行ひ、また三十日の平市署のときにも多数参加したのであります。

次は郡山市の場合は、主として主食売り陳情決議のため約三百名の傍聴者が市会を疎闊した事件があります。その詳細は別冊の報告書に譲りまして、ここでは主として郡山警察署の襲撃事件を述べることいたしました。

郡山市警察では、六月三十日の夜、

闘争委員長とを地区警察署に呼びまし  
て、事情を聽取しました後、一、不当  
労働争議である、二、所長は退職する  
必要はない、三、所長は組合を告発す  
べきである、四、もし暴行があつたら軍  
部として処置する、という個人的な  
見解を述べたのであります。この会談  
の後、山口委員長を若松地区警察署長  
は逮捕を命じたのであります。そこで  
午後一時ころ、争議団と応援外部団体  
が加わった約二百名が山口らの即時放  
放要求のデモを行い、共産党代議士の  
渡部義通君も、この逮捕に対する抗議  
をした警察を訪れたのであります。(拍  
手)若松市でデモが最も盛んに行われ  
たのは二十九日の夕刻から三十日にか  
けてであります。この日が平市事件  
のあつたときであることを思い合せる  
とき、両者の関連がまさに明白であ  
ります。

信務、柳澤鉱業所長、尾島坑長が監禁されたのであります。柳澤、尾島の両名は多数に取巻かれ、なぐる、けどくに吹きかけられるという乱暴をされましたのであります。これら三名を救い出すために来た軍政部のブルナー軍曹の乗用車にはいろいろの妨害をして、三名の被監禁者の救い出しを阻止したのであります。この事件で、七月四日には、高萩町地区警察署に、第一組合長中島といふ共産党員ほか六名が訪られまして、平事件に關し、警察は応援に行つたかと質問して いますから、やはり平事件とは氣脈を通じていたことがわかるのであります。

第四は広島日鋼争議事件であります。この事件の発端は、日本製鋼広島製作所の人員整理に基因しておるのであります。ところが、この会社は約二千人の従業員を擁し、月額七千万円の生産額を維持しなければ経営が成り立たないのであります。九原則並びにドレジ・ラインの強力な制限のため鉄道関係、炭鉱関係の発注が激減し、政府支拂いの遅延等によりましてどうしても経営の合理化をはからなければならない立場に追い込まれ、六月初旬、約七百三十名の整理を発表したのであります。これに対し労働組合側は、職令し、九日社長の名で正式に解雇の申入れを行いましたので、十一日に組合

は大会を開いて解雇者名簿返上運動を始めるとともに、労働争議に入りました。この日午後四時過ぎから夜十一時半まで、人事課長と秘書課長を監禁して、名簿の預かり書や誓約書を多数強要し、責め続けましたので、遂に人事課長は卒倒するに至つたのであります。

翌十二日午後一時ごろ、争議団は青年行動隊を主力としまして、電話をかけに出た板垣所長代理を逃がすなど言いながら、スクランムを組んで同人の腕を押え、正面玄関の柱の前に連れて行き、また偽言を構えて部課長十一名を同じ場所に連れて来て土下座させ、団体交渉だと言つて人民裁判を行つたのであります。議長と称する裁判長には、共産党細胞の黒神という男、青年行動隊副隊長の中田という男が交代で勤め、被告板垣、今まできさまは、おれたちをあごで使つていたから、今からおれたちが使つてやる、起立、と言つたり、首切り案を撤回しなければ三日も四日も帰さぬ、今夜は徹夜でいじめてやるんだ、とおどしたり、工員の家族を集めて、あれが首切りの張本人だ、鬼のよくなつらをしているのを見てやれと言ひ、また首切りをやるのは君らの本旨やないんじやないか、二、三箇月後には君らの背後の権力はみなくなつてしまつのだ、今われわれと一緒にやろうじやないか、とすかれたり、その他罵詈雑言の限りを盡し

まして、翌朝の六時に及んだのであります。被告とされた板垣その他は、数百名、あるときは千数百人に及び多数に取り巻かれ、かわるぐに責め立てられたので、精神朦朧の状態となり、六人の部課長は遂に卒倒するに至つたのであります。

十三日夜、会社側は関係官と打合せの上、組合側の無警告ストに対抗するため、賃償工場管理保全の必要上、工場閉鎖のはかないとの結論に達しましたので、その準備を整え、十四日午前六時までに大急ぎで仮固いをつくり、工場閉鎖の立札を立て、板垣所長代理は吳の軍政部に状況報告に参つたのであります。ところが、この間に争議団側は固いを突破して閉鎖工場へ不法侵入してしまつたのであります。その情報が軍政部に入りましたので、板垣所長代理はダガード大尉のジープに同乗して工場にかけつけました。すると、ダガード大尉に対しまして共闘委員長の松江その他が直接交渉をしましたが、大尉は、今午前十時五分だ、今から十五分間に全員を工場から退去させると命令しましたので、林組合長がマイクを通じてその旨を伝え、全員は退去を始め、あと百五十名くらいとなつたとき、黒神委員長たれかの口から、工場閉鎖に疑義があると叫んだので、一旦退去した者も、これに応するがごとく再び入場して、大紛擾を再発するに至つた次第であります。ダガード大尉

は、東警察署長と松江共闘委員長に対しまして争議團に退去命令を伝達する。ように命令を発したので、東署長は船越町署長とともに争議團幹部を招いて説得に努めたのであります。が、松江委員長は、われくは賠償工場の操業を阻害しようとしているのではない、また退去命令を正式文書で受取つていないと抗弁して、軍政部の直接口頭命令を否認したのであります。

十四日午後七時、軍政部長の名で、賠償工場の管理者として、保全措置に関する指示を、楠瀬広島県知事に対して、正式文書をもつてマレー労働課長をして手交されたのであります。そこで知事は工場經營者に伝達しようとしたのでありますが、事態はこれを許さず、やむを得ざる措置として、副知事をして高台から拡声機で放送させたのであります。ところが、日鋼防衛共同闘争委員会の人たちは故意にサイレンを鳴らし、労働歌を高唱しまして、工員たちに聞えないよう妨害したのであります。なお軍政部は、国警武未隊長、市警下野次長を通じて、一、日鋼は賠償指定工場であるから違反者は軍事裁判にかける、二、リーダー格の者二名ないし三名を逮捕せよ等の命令が発せられました。そこで、この命令によつて、六時三十分全員を退去させ従いまして、十五日午前五時より、上田市警署長総指揮のもとに、強制手段によるに至つたのであります。この際二十

八名が逮捕され、警察側負傷者三十二名、争議団側五十九名くらいを出したのであります。しかるに労働組合側は、組合員死亡一名、瀕死の重傷一名、まだ今から続々重軽傷者続出の見込み、虐殺された同志を返せと発表し、また重傷九名、軽傷三百名との報道もあつたと言われています。死亡者といふのは、黒神貞松が下足部を捻挫したのを死者に擬装し、むしろをかぶせて担架でかつざまわり、宣伝に使つたことが、現地調査でわかつたのであります。その後、翌十六日から七月十日くらいまで毎日のごとく人民大会とデモが行われました。十六日午後八時には、外鄭団体と合せて七千名前後、四回にわたり波状デモを行ひ、会社に投石し、バリケードを破壊し、ガラス、へい等の被害が続出し、警官と衝突、双方に負傷者が出来ました。また検察官に対しまして、検挙された者の釈放デモを隔日に行つており、六月十八日に市役所へ、同二十一日に県庁へ押しきまして、市長、警察局長、公安委員並びに知事、警察隊長等を、大衆の面前で人民裁判的糾問を行い、警察局長をなぐつております。

次に広島日鋼事件の特質を調べて見ますと、一、労働争議に名をかりて賠償工場を占領し、軍政部の命令を拒否した点は、まことに重大な悪例を残したものというべきであります。

二、板垣所長代理以下多数の部課長及び守衛並びに知事、副知事、国警隊長、市長、市警察局長、船越町助役、金子第二組合長等に対し、いわゆる人道もあつたと言われています。死亡者といふのは、黒神貞松が下足部を捻挫したのを死者に擬装し、むしろをかぶせて担架でかつざまわり、宣伝に使つたことが、現地調査でわかつたのであります。その後、翌十六日から七月十日くらいまで毎日のごとく人民大会とデモが行われました。十六日午後八時には、外鄭団体と合せて七千名前後、四回にわたり波状デモを行ひ、会社に投石し、バリケードを破壊し、ガラス、へい等の被害が続出し、警官と衝突、双方に負傷者が出来ました。また検察官に対しまして、検挙された者の釈放デモを隔日に行つており、六月十八日に市役所へ、同二十一日に県庁へ押しきまして、市長、警察局長、公安委員並びに知事、警察隊長等を、大衆の面前で人民裁判的糾問を行い、警察局長をなぐつております。

三、本件には、以上のほかなお幾多の暴力行為、非人道行為が見られます。一、二の例をあげてみますと、県会副議長檜山袖四郎氏の私宅を、百名から百五十名くらいの争議団員が、夜中の九時ごろ玄関と裏口とから襲撃し、赤旗を振り、インターを歌つて押し寄せたのであります。このとき主人は不在であつたので、夫人に対し種々難詰し、また檜山氏の事務所にも石を投げて、窓ガラス、什器を破壊しておられます。また檜山鍛冶工場長の留守宅を襲い、夫人に対して四時間にもわたって脅迫がましい言辞を弄し、出入りの商人を監視して品物を届けさせず、また梶山の子供とは遊ぶなど言い、特にはなはだしいのは、生きたへびや死んだへびを室内に投げ入れましたので、遂に夫人は精神的圧迫のため心臓放心症となつて入院せざるを得なくなつたのであります。かくのごときは、とうてい常識では考えられぬ残酷さである暴行といわなければなりません。

四、またこの争議は、すでに四月ごろから準備されたものとあります。(拍手)ことに平市民裁判的交渉を行い、はなはだしの場合には判事、検事まで選出しまして罵詈雑言を盡し、卒倒するまでやつたといふことは、今後における労働運動に對する苦々しい経験であると同時に、まことに注目されるところであります。

三、本件には、以上のほかなお幾多の暴力行為、非人道行為が見られます。一、二の例をあげてみますと、県会副議長檜山袖四郎氏の私宅を、百名から百五十名くらいの争議団員が、夜中の九時ごろ玄関と裏口とから襲撃し、赤旗を振り、インターを歌つて押し寄せたのであります。このとき主人は不在であつたので、夫人に対し種々難詰し、また檜山氏の事務所にも石を投げて、窓ガラス、什器を破壊しておられます。また梶山鍛冶工場長の留守宅を襲い、夫人に対して四時間にもわたって脅迫がましい言辞を弄し、出入りの商人を監視して品物を届けさせず、また梶山の子供とは遊ぶなど言い、特にはなはだしいのは、生きたへびや死んだへびを室内に投げ入れましたので、遂に夫人は精神的圧迫のため心臓放心症となつて入院せざるを得なくなつたのであります。かくのごときは、とうてい常識では考えられぬ残酷さである暴行といわなければなりません。

四、またこの争議は、すでに四月ごろから準備されたものとあります。(拍手)ことに平市民裁判的交渉を行い、はなはだしの場合には判事、検事まで選出しまして罵詈雑言を盡し、卒倒するまでやつたといふことは、今後における労働運動に對する苦々しい経験であると同時に、まことに注目されるところであります。

三、この争議には全金属系の団体が多数応援し、朝連も参加し、さらに自由法曹団が加わり、共産党の県委員会が最大の応援をしております。共産党本部から田中、加藤、米原三代議士も活躍されていて、まつたく共産党中央の争議であつたのであります。(拍手)

以上で四事件の荒筋を述べたわけでありますが、以上いずれも日本再建に重大なる影響を及ぼすものであることは、十分おわかりになつたことと考えます。(拍手)そして、この四つの事件の結論として

二、共産党の闘争方式は、職場より地域へであり、経済より政治へであります、そこには人民による管理といふ一貫した思想が東神奈川の人民電車とつながり現われているのであります。一つの職場を守るのは、その争議団の家族はもちろん、地域内の市民も農民も労働者も、さらにも中小企業家も協力すべきであると宣伝してこれを味方にありまして、闘争方針が共産党が、指

したならば支配者側になれるという希望によって若い者等が勇気づけられていること、証言のはじめによつてうかがわれるのです。

五、平市と広島日鋼の場合に警察電話が傍受された疑いがあり、すべての事件を通じて、警察の裝備機械化、科学化の必要、国家地方警察、自治警察相互間の連絡等に改善すべき点があると考えさせられます。この点につき、とくと当局の善処を希望いたします。

ともあれ、この四つの事件は暴力革命の準備行為でありましたが、全国への波及というような不祥事とならずに済み、共産党に対する国民の厳正な批判となつて終り、同党への国民的反感も高まりはしませんが、政府はなお同党の今後の闘争方針その他に十分の研究を積まれまして、事前に、または一旦発生しましても事件の拡大しないうちに終息させるよう、万全の対策を樹立せられることを望むものであります。

以上をもつて報告をいたしますが、なお神山、聽濱両委員から、少數意見として次のことをきくことが述べられました。すなわち、この報告書は初めから共産党誹謗の意図のもとにつくられたものである。これは、この四つの事件を取り上げた経緯から言つても、また委員会における審議の内容からいつても明瞭なことで、事実を歪曲し、もつぱら共産党的彈圧と破壊とを目ざしてつくられた。従つて

一、以上四つの事件はすべて労働争議の本質を有し、吉田内閣の政策から、産業の破壊と労働者の深刻な生活苦悩が進んで、一大社会不安の情勢が発展したことに基因するものであるにかかわらず、これを無視して労働者の闘争に暴力主義の汚名を着せている。

二、また四つの事件を騒擾事件として扱つてゐるが、平事件や広島日鋼事件などいざれをとつてみても、官憲の計画的挑発によつて起つてゐる事実を完全に無視している。

三、福島県下各地の事件並びに国電スト及び広島事件をむりに関連あるものごとくつくり上げてゐるが、これらが時間的に、あるいは闘争方式において相似してゐるとすれば、それは吉田内閣の政策の結果起つたものであるから当然のことであつて、この筆法からすれば、全国各地の工場、職場、官厅に起つてゐるすべての闘争は関連があることになる。問題は、生活防衛と地方産業復興という人民の切実な要求を取上げて闘つてゐるのは共産党であり、またそれは共産党の任務でもある。

四、さらに共産党は暴力革命を指導しているというが、共産党のいかなる決定の中に暴力革命を主張しているか。これは終戦後、平和的諸條件の中ですでに進行しつつある革命を知らない者の言であつて、革命を否定する者は日本の民主化の進行を阻止するものであります。

○山本猛夫君 残余の日程を延期し、明後三十一日定刻より本会議を開くこととし、本日はこれにて散会せられることを望みます。

○議長 常原喜重郎君 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 常原喜重郎君 御異議なしと認めます。よつて動議の「とく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会

出席国務大臣 厚生大臣 林 譲治君  
郵政大臣 小澤佐重喜君  
電気通信大臣  
國務大臣 木村小左衛門君  
出席政府委員 地方自治局次長 遠山信一郎君

〔朗読を省略した報告〕

一、去る二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。  
国会法の一部を改正する法律

一、去る二十六日近藤參議院事務総長から大池事務総長宛、参議院は彈劾裁判所の裁判員齋武雄君の辞任による補欠として伊藤修君を選挙した旨の通知書を受領した。

總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

（主計局次長） 石原 周生  
（主計局法規課長） 同 佐藤 一郎  
（同） 東條 猛  
（人事院事務官） 岡部 史郎  
（給與局長） 同 龍本 忠里  
（給與局次長） 同 斎藤 昇  
（本部長官） 本部次長 國家地方警察 潤淵 増田  
（本部次長） 同 慶徳 庄賀  
（全國選舉管理委員会事務局長） 吉岡 恵二  
（地方自治廳） 宮内庁次長 林 敬三  
（財政部長） 総理府事務官 萩田 保  
（政務局長） 外務事務官 大野 勝巳  
（條約局長） 同 西村 熊雄  
（管理局長） 同 倭島 英二  
（連絡局長） 同 木村四郎七  
（日本専売公社監理官） 大冠木 四郎  
（大學學術局長） 同 鍋木 亨弘





地方税法の一部を改正する法律案  
(八木一郎君外二十六名提出、第五回国会衆法第一五号)

競馬法の一部を改正する法律案(早稻田柳右エ門君外十五名提出、第五回国会衆法第一号)

食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五回国会閣法第七三号)

以上三件 農林委員会 付託

漁業法案(内閣提出、第五回国会閣法第一八六号)

以上二件 水産委員会 付託

国会閣法第一八七号)

昭和二十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十一年度特別会計歳入歳出決算 決算委員会 付託

一、去る三十六日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会法の一部を改正する法律案

一、去る二十七日内閣から提出した議案は次の通りである。

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案

船舶法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一五号) 運輸委員会 付託

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案(内閣提出第一四号)

郵政委員会 付託

一、昨二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五回国会閣法第七三号)

旧軍関係債権の処理に関する法律案

価格調整公团法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案

一、昨二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

(参議院送付)

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十四年十月二十七日 建設委員長 浅利 三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、去る二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

電力問題に関する質問主意書(横田甚太郎君提出)

主食配給に関する質問主意書(横田甚太郎君提出)

特別調達序関係の事務促進に関する質問主意書(並木芳雄君提出)

米価決定に関する質問主意書(横田甚太郎君提出)

家畜飼料の配給方針に関する質問主意書(並木芳雄君提出)

北海道北部地方の産業復興に関する質問主意書(横田甚太郎君提出)

計画の検討 都市計画事業及び住宅復興対策 の検討

道路改修及び修繕計画の検討 治山治水事業の検討

三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面よりの意見聴取及び資料要求等

四、調査の期間 本会期中 昭和二十四年十月二十七日

一、調査する事項 一、水産物の生産増強に関する事項

一、漁港及び漁船に関する事項

二、調査の目的 一、水産金融政策、水産資材調査、適正魚価の策定及びその集荷配給機構の検討等

一、漁港及び漁船の整備

三、調査の方法 小委員会の設置、関係方面より意見聴取及び資料の要求等

四、調査の期間 本会期中 昭和二十四年十月二十七日

建設委員長 浅利 三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、去る二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

電力問題に関する質問主意書(横田甚太郎君提出)

主食配給に関する質問主意書(横田甚太郎君提出)

特別調達序関係の事務促進に関する質問主意書(並木芳雄君提出)

米価決定に関する質問主意書(横田甚太郎君提出)

家畜飼料の配給方針に関する質問主意書(並木芳雄君提出)

北海道北部地方の産業復興に関する質問主意書(横田甚太郎君提出)

計画の検討 都市計画事業及び住宅復興対策 の検討

道路改修及び修繕計画の検討 治山治水事業の検討

三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面よりの意見聴取及び資料要求等

四、調査の期間 本会期中 昭和二十四年十月二十七日

一、調査する事項 一、水産物の生産増強に関する事項

一、漁港及び漁船に関する事項

二、調査の目的 一、水産金融政策、水産資材調査、適正魚価の策定及びその集荷配給機構の検討等

一、漁港及び漁船の整備

三、調査の方法 小委員会の設置、関係方面より意見聴取及び資料の要求等

四、調査の期間 本会期中 昭和二十四年十月二十七日

建設委員長 浅利 三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、去る二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

電力問題に関する質問主意書(横田甚太郎君提出)

主食配給に関する質問主意書(横田甚太郎君提出)

特別調達序関係の事務促進に関する質問主意書(並木芳雄君提出)

米価決定に関する質問主意書(横田甚太郎君提出)

家畜飼料の配給方針に関する質問主意書(並木芳雄君提出)

北海道北部地方の産業復興に関する質問主意書(横田甚太郎君提出)

